

1. 報告全体についてのコメント

(1) “権利擁護”の言葉は、“社会福祉援助技術の一つ”であって社会福祉に隣接する法律や医療、教育といった専門的な社会の資源と深く係わることとなります。特に権利擁護の“権利”の言葉は法律の専門領域のものとして受け止められているのが一般的ではないかと思えます。社会福祉の領域のものとして権利擁護を使用するときは、法律の専門職の領域との適切な距離感を意識することが必要ではないかと感じます。権利擁護が社会福祉援助技術の一つとしたら、社会資源として法律専門職と“電話一本でつながればよい”ということにもなります。それぞれの社会資源と社会福祉専門職はどのような距離感でつきあっていくのかは、地域ごとの事情などによって違いもありますが、“社会福祉専門職”について議論することから自ずと導かれてくる事柄ではないかと思えます。

例えば医師との関係は“日常生活の一コマ”で、適切な距離感はとりやすいが、弁護士や司法書士といった法律専門職との関係は、一生涯にたとえあっても数回でしょうから、非日常的な関係で、適切な距離感がつかみにくい関係があります。

(2) “高齢者の虐待”については、法律（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律第4条）は高齢者虐待の防止等について国民の責務を規定しています。したがって国民の何人が高齢者の虐待防止に積極的に関わっても、原則として何らの問題はありませぬ。しかし、いったん係わったならば、何らかの期待を持つ相手がいるのですから、その係わった責任（法律、少なくとも道義上）が生じてきます。係わるものとして、どの様な係わり方を想定して係わるのか（何処まで、どの程度において）、かかわるものの係わり方について心構えなどを明確にしておくことも大切だと思います。また、虐待か否かについての明確な客観的・具体的な基準が予めあるわけではありませぬ。当該社会としての基準を、ケースごとに判断しなければなりません。当該社会としての判断を、どのようにして得るのかの方法を明確にして持っていることは大切であり、単に漠然として行政ではないか、といった係わり方には工夫が必要ではないでしょうか。

(3) “成年後見制度”は、民法、任意後見契約法などの民事法上の制度です。“社会福祉”の領域からどのような係わり方をするのかを意識することが必要ではないかと思えます。例えば、司法書士会などの各種の団体の係わりはそれぞれの専門を基礎とし、それぞれの業務の拡大を図る目的で成年後見制度と係わっており、各自の業務との関連性がそれぞれの係わり方を意義づけていきます。社会福祉を専門とする個人や団体が係わるのであれば、社会福祉との関連性や必要性を明確に示しながら係わる必要があります。また成年後見人の仕事の内容は、本来、一般市民としての本人が（誰でもが）自分でやっていることを、本人に代わって他人が財産管理や福祉サービス、医療サービスなどに係わる法律行為を行うにすぎませぬ。“法律行為”という言葉に驚いてしまい、成年後見の仕事は特別な専門的なこと、という大袈裟なとらえ方になりがちです。大半の国民が自分で常日頃行っている仕事内容にすぎませぬ。ただ、報酬の有無によって、多少、責任内容に程度の差が出ることはありますし、又、成年後見人の仕事の本体は、後見人になるまでの手続きにあるのではなく、後見人になった後にあることに注意が必要です。

*成年後見の申立などの後見人選任の家裁の審判を受けるまでの手続は、難しいことではありませんが、非日常的なことであって、非常に煩わしく大変疲れることです。手続は“一定の様式”ですから、仕事として日常的に処理している専門にお願いすることです。

さらに社会福祉士等の社会福祉専門職が成年後見活動に係わる際には、それが社会福祉領域の拡充と発展との関係で、どのような意義があるのかの説明が必要ではないかと思えますし、社会福祉士が成年後見人として係わるケースの多くは専従ではなく、他に社会福祉の仕事につきながら係わるケースが多いと思えます。仮に社会福祉協議会職員である社会福祉士の成年後見制度との係わりなのであれば、社会福祉協議会職員としての係わる理由や係わり方、それが社会福祉協議会の社会的意義とどのような関連するのか、などの課題も含めた説明ができることが求められてくるでしょうし、係わり方が自ずと法律専門職などとの係わり方とは異なったものになるものと思われます。一般の市民後見人などの養成やサポートセンター的な機能を持つ役割などにつながっていくのではないと思われます。

*資料・最高裁事務総局、司法統計年報(家事編)(2007年版)

法定後見人に選ばれたのは(誰が法定後見人に選任されたか)

子	31.7%	} 72.2%	司法書士	10.5%	} 18.2%
兄弟姉妹	12.0%		弁護士	7.7%	
配偶者	8.6%		社会福祉士	5.3%	
親	7.9%		その他(法人、知人など)	4.2%	

その他の親族 12.0%

(4) 行政(庁、機関)についてですが、“法の執行”としての役割には法の目的を実現するために必要な仕組み作りやその他に要綱や指針等を示していくことも含まれています。国会に提出される法律案の多くは内閣提出であるという理由です。地域社会をひとつの目的に向けたチームと考えるならば、行政はチームの一員としてどのような役割を担うことになるのか、といったそれぞれの社会における合意形成が、予めなされていることが大切ではないかと考えます。行政は具体的なケースに対応するために、その地域社会の諸資源の有効な組み合わせを考えて準備し、その地域社会の課題に取り組むための仕組みの段取り、また実際に稼働するために必要な根拠の提供などの立法的企画をも含めて、整備しておくことが必要ではないか、と思えます。

2. その他

(1) 施設では、苦情を含めたサービスの利用に関するさまざまな課題については、通例は職員による対応ですんでいると思えます。しかし数多くの課題の中には事例集等に掲載できないようなケース(日常性に欠ける、想定外のケース)も含まれており、適切な福祉サービスの利用関係を困難にし、職員さらには利用者の利益をも損ねているケースもあると思えます。心理学、とりわけ臨床心理学の専門知識や技術も、社会福祉援助職に必要な知識あるいは技術として考慮されても良いのではないかと考えています。

(2) 以前、オーストラリアの某施設で仕組みなどを含めた苦情対応のあり方について伺いましたときに、処遇方針などについて家族と施設スタッフとの間で議論をすることはあ

りますが、家族もスタッフの一員ですから相手を責めると言う構図ではなく、“事業者”対“利用者及びその家族”といった対立的な構図での苦情というものはありません、との返答に遭遇したことがあります。福祉サービスの利用に際しては、施設従事者と利用者の家族等が対立的な構図で向き合うのではなく、共同する構図で向き合うような関係作りが、さらに意識されていくことが大切なのではないかと感じます。